

	改 正 前	改 正 後
一般公社債等の課税 (25)		<p>2. 謙渡、償還等 償還、一部解約等は謙渡とみなして、いずれも20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%） ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員に支払われるものは、総合課税の対象</p> <p>※平成28年1月1日以後の利子等、謙渡等について適用</p>
割引債の課税方法 (26)	発行時に18%源泉分離課税（所得税のみ）	<p>1. 発行時に源泉徴収は行わず、償還時に償還差益について、20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%）</p> <p>2. 割引債には「利子が支払われる公社債で、発行価額が額面金額の90%以下であるものを含む」</p> <p>※平成28年1月1日以後の割引債の償還および謙渡について適用</p>
NISAの非課税投資額 (27)	1年100万円	<p>1年120万円</p> <p>※平成28年分以後の非課税管理勘定について適用</p>
ジュニアNISA (27)	(新設)	<p>1. 未成年者口座設置期間 平成28年1月1日～平成35年12月31日（未成年者口座への受入れは、平成28年4月1日から開始）</p> <p>2. 非課税維持期間 最長5年</p> <p>3. 口座開設手続き その年1月1日において20歳未満である者が、口座を開設することができる 未成年者口座を開設する証券会社は、毎年変更することができる</p> <p>4. 非課税投資額 1年80万円 5年間の非課税期間終了後に、継続管理勘定に移管して、非課税を継続することができる</p> <p>5. 期間中途の払出し不可 3月31日において18歳になる年の前年末までは、未成年者口座内の上場株式等の払戻しを行うと、過去の利益についても課税される</p> <p>6. NISA口座への移管 その年1月1日において未成年者口座開設者が20歳の場合は、未成年者口座をNISA口座へ変更することができる</p> <p>※平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設申込みがされ、同年4月1日から未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用</p>
特定口座の追加措置 (27)	(新設)	<p>1. 出国口座から特定口座へ移管できる上場株式等の範囲に、るいとうを加える</p> <p>2. 平成28年中の特定公社債等の特定口座への受入れについて、国外発行の公社債投資信託等および「証券投資信託以外の投資信託の受益権で受入一般取得上場株式等に該当するもの」については、受益証券基準価額帳に記載される価額により特定口座に受け入れができる</p> <p>※平成28年1月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用</p>

## PART.3

一覧表でチェック!  
平成27年までに改正された重要項目も押さえておこう

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

## 1 金融証券税制

	改 正 前	改 正 後
株式等に係る謙渡所得等の分離課税の改組 (25)	上場株式等と非上場株式等の内部通算は可能	上場株式等と特定公社債等の通算は可能とし、非上場株式等と一般公社債等の通算は可能だが、それぞれを別々の分離課税制度とし、両者の通算を認めない ※平成28年1月1日以後の株式等の謙渡所得等について適用
特定公社債等の課税 (25)	<p>公社債、公社債投資信託等の課税について</p> <p>1. 利子、収益分配金 20.315%源泉分離課税 (所得税15.315%、住民税5%)</p> <p>2. 謙渡 謙渡益は非課税 謙渡損はなかったものとみなす</p> <p>3. 債還、一部解約 公社債：雑所得の総合課税 公社債投信：20.315%源泉分離 (所得税15.315%、住民税5%)</p> <p>4. 他の所得との通算 通算不可 3年間の繰越控除も不可</p> <p>5. 特定口座への受入れ 不可</p>	<p>公社債および公社債投資信託など一定のもの（「特定公社債等」）の課税について</p> <p>1. 利子、収益分配金 20%申告分離課税 (所得税15%、住民税5%) または 申告不要</p> <p>2. 謙渡 謙渡益、謙渡損とともに申告分離課税</p> <p>3. 債還、一部解約 償還額を謙渡所得等の収入金額とみなして20%申告分離課税（所得税15%、住民税5%）</p> <p>4. 他の所得との通算 上場株式等の配当所得および謙渡所得等の損益通算が可能 発生した損失は3年間の繰越控除も可能</p> <p>5. 特定口座への受入れ 可能 購入済みの特定公社債等は平成28年中に、実際の取得日・取得価額で受け入れができる ※平成28年1月1日以後の利子等、謙渡等について適用</p>
一般公社債等の課税 (25)		<p>1. 利子、収益分配金等 一般公社債等の利子等は、20.315%源泉分離課税（所得税15.315%、住民税5%） ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員に支払われるものは、総合課税の対象</p>

※( )内の数字は最終改正年度